



2020 東京 10 万人プロジェクト

(同時進行: 神奈川、埼玉 6 万人)

企業等協賛金募集要項

<http://2hj.org/100000pj/>

はじめに

さまざまな理由によって膨大な食べ物が棄てられる一方で、食べ物に困っている方々が沢山います。セカンドハーベスト・ジャパンは、食品関連企業、流通企業、農家、個人から、何らかの理由で廃棄される運命にある、品質に問題のない未利用食品を寄付して頂き、それらを児童養護施設、母子生活支援施設、DVから逃れた方々のシェルター、生活困窮世帯などへ届けるフードバンク活動をしています。

2020 東京 10 万人プロジェクトとは、企業や行政、NPO、宗教団体などと協働しながら、2020 年の 1 年間だけで東京都内で 10 万人、神奈川・埼玉で 6 万人に対し「生活を支えるのに十分な食べ物」を渡すことができるフードセーフティネットを構築しようというものです。具体的には、食べ物に困ったとき、住まいの近くに食品がすぐに受け取れる「食品の受け渡し場所＝フードパントリー」の数を、2017 年末時点の 15 か所から 2020 年には最低でも 73 か所(東京)、62 か所(神奈川、埼玉)に増やします。

そのためには 7000 トン(2017 年寄贈を受けた食品重量の 8 倍)の食品が必要となります。また、その食品を保管、管理、配送するためには、単純計算で 8 倍の費用が掛かります。

私達だけの達成は不可能であり、多方面の企業様からの多様(食品の寄付、配送トラックのスペース寄付、在庫スペースの寄付、ボランティアとして、プロボノとして能力、時間の寄付・・・)な支援を必要としています。今回の企業等協賛金募集はそれらの中で特に資金面でのご支援を求めためです。

私たちの最終目標は「すべての人に、食べ物を」です。そのマイルストーンとしてこのプロジェクトを位置付けています。またそれは皆様からのご支援を受けて **SDGs** (持続可能な開発目標) 達成とも重なります。

東京都は、平成 30 年度、区市町村が行う、食料支援と必要に応じて来所者を相談機関へつなぐ、地域の支援拠点となる「フードパントリー」の設置を推進する事業を始めています。

1) 趣旨

この要項は、セカンドハーベスト・ジャパン(以下「2HJ」という。)が進める2020 東京 10 万人プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)について、協賛金の募集に関する要項を定めたものです。

2) 協賛

この要項で「協賛」とは、企業・団体(合わせて以下「企業等」という。)が 2HJ に対し、本プロジェクトに要する資金(以下「協賛金」という。)を提供することをいいます。

3) 募集期間および効力

募集開始は 2018.6.1 からです。協賛の効力は年単位で更新されるものとします。

協賛期間は、初年は 2018.06.01-2018.12.31 とします。次年は年単位(例.2019.1.1-2019.12.31)になります。

4) 協賛の申し込み等

・協賛を申し込む企業等(以下「申込企業等」という。)は、2HJ に対して、添付の企業等協賛金申込書(以下「申込書」という。)をご提出ください。

・2HJ は申込企業等に対して、「承諾」した旨と協賛金振込先情報をメールまたは FAX でご通知いたします。

・次のいずれにも該当しないことを申し込みの条件とし、申し込みがあった場合でも、申込企業等が次の一つにでも該当する場合には協賛をお断りします。

A. 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、または本プロジェクトを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。

B. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらに準ずる者であると認められる者もしくはこれらの者と密接な関係を有している者。

C. 法令または公序良俗に反する行為を行った者。

D. その他 2HJ が不相当と判断する者。

・協賛企業等(以下に定義する。)から協賛の終了の申し出があった場合でも、既にお支払いいただいた協賛金の返金はいたしません。但し、協賛企業等が、上記項目のいずれかに該当するに至った場合又は上記項目のいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消すものとし、当該協賛企業等に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返金いたします。

5) 協賛金のお支払い

・申込企業等は、2HJ からの「承諾」の連絡を受けた後、30 日以内に 2HJ 所定の銀行口座へ振り込みによってお支払いください(お支払い頂いた申込企業等を、以下「協賛企業等」という。)

- ・協賛金は、1口年度当たり10万円とし、ご希望に応じた口数で協賛頂けます。但し2018年度は1口年度当たり5万円とします。
- ・領収書は、ご要望があれば2HJが発行し送付いたします。
- ・協賛企業等は、協賛金を納付した翌月から有効期間に限り、自らの広報媒体を活用して、本プロジェクトの協賛企業等であることを広報することが可能になります。但し、協賛企業等は、広報に先立ち、当該広報を2HJに提供するものとし、その内容は2HJと協議することとさせていただきます。

6) 協賛金の使途

2HJは本プロジェクトを全団体として推進しており、協賛金を本プロジェクト推進のための団体運営資金として使用し、別会計とはしません。2HJは、会計年度終了後、会計報告書を2HJのホームページにて公開いたします。

7) 活動レポートの送付

6ヶ月毎に活動レポートを協賛企業等へ送付いたします。合わせて2HJのホームページにて公開いたします。

8) 要項の発効

この要項は2018年6月1日から発効します。

9) 協賛企業等の特典

2HJは協賛企業等が希望する場合、口数に応じて次の特典を付与します。

特典：

《1口以上の協賛》

1. 協賛企業等名および口数の2HJのホームページへの掲載

2HJホームページにおいて、協賛企業等様のお名前を口数とともにご紹介させていただきます。

ご要望があれば、協賛企業等様のホームページへのリンクも可能です。

2HJホームページの「2020 東京 10 万人プロジェクト特設サイト」は、新しくフードセーフティネットワークに加わる各「フードパントリー（食品引き取り拠点）」のホームページとリンクする方針です。

2. 協賛企業等の自社広報での活用

自社のCSR活動の1つとして、ホームページ等の媒体での発信にご活用いただけます。

2HJの「2020 東京 10 万人プロジェクト」達成へのパートナーシップを発信いただくのはもちろんのこと、「2HJ とのパートナーシップを通じて、SDGs推進に取り組んでいる」というPRにも積

極めにご活用ください。

* 内容につきましては2HJにて事前に確認させていただきますのでお問い合わせください。

3. 「パートナーシップ認定書」の進呈

本プロジェクトへの協賛の認定書を発行いたします。

オフィスの入口等に掲示いただくことで、2HJ とのパートナーシップ・SDGs推進への取り組みを社内外へ発信いただけます。

必要な方はデータでも差し上げます。協賛企業等様の広報活動でもご利用頂けます。

パートナーシップ認定書見本(デザインは変更されることがございます。)



4. 2HJ でのボランティア活動への参加(埼玉拠点)

これまで、おかげさまでボランティア参加希望は多数いただいております。協賛企業等様においては、ボランティア参加を希望される場合に優先的に予約を受け入れさせていただきます(但し、2HJ のルールに沿った範囲での対応となりますことをご了承ください。)

自社の CSR 活動の一般社員への周知、社会貢献活動参加の機会、また社員のチームワーク形成やコミュニケーションの機会等として、2HJ のボランティア活動をぜひご活用ください。

<http://2hj.org/support/calendar/>

* 1 口の協賛の場合は、埼玉拠点(八潮市)でのボランティアに限り優先対応となります。

《2口以上の協賛》

* 上記「1 口以上の協賛」の特典に、以下の特典が加わります。

1. 2HJ でのボランティア活動への参加(浅草橋拠点)

これまで、おかげさまでボランティア参加希望は多数いただいております。協賛企業等様においては、ボランティア参加を希望される場合に優先的に予約を受け入れさせていただきます(但し、2HJ のルールに沿った範囲での対応となりますことをご了承ください。)

自社の CSR 活動の一般社員への周知、社会貢献活動参加の機会、また社員のチームワーク形成やコミュニケーションの機会等として、2HJ のボランティア活動をぜひご活用ください。

<http://2hj.org/support/calendar/>

*2口以上の協賛の場合は、浅草橋拠点でのボランティアも含め優先対応となります。

《3口以上の協賛》

*上記「1口以上の協賛」および「2口以上の協賛」の特典に、以下の特典が加わります。

1. 防災備蓄食品の寄贈時の優先的受け入れ

防災備蓄食品の寄贈については、大口の案件や、時期により寄贈が集中する等、場合によっては受け入れをいたしかねることがございます。

協賛企業等様からの寄贈については、そのような場合優先的に受け入れさせていただきます。

*但し、原則2HJの受け入れ条件に沿った範囲内での対応となりますのでご了承ください。

http://2hj.org/support/food/emergency_food_supplies_faq.html

2. 2HJ スタッフによるセミナーの開催

社内のCSR活動への理解促進の1つとして、ご要望があれば2HJスタッフが伺いしてフードバンク活動に関するセミナーを実施いたします。(東京都、神奈川県、埼玉県以外の場所で希望される場合はご相談下さい)

《6口以上の協賛》

*上記「1口以上の協賛」、「2口以上の協賛」および「3口以上の協賛」の特典に、以下の特典が加わります。

1. チャールズ(2HJ創設者・CEO)によるプレゼンテーションの実施

社内のCSR活動への理解促進の1つとして、2HJ創設者のチャールズが伺いしてのプレゼンテーションを協賛企業等特別料金にて優先的に実施いたします。

2. 「Adopt a family プログラム」実施のための優先予約

「Adopt a family プログラム」とは、参加者が応援したい支援世帯数を決め、状況や栄養上のニーズに沿った食品を詰めたパッケージを作る活動です。職場や学校などで実施が可能な活動です。(詳細については事前にご相談下さい)

注意)

協賛企業等は自動的に2HJの正会員、賛助会員となるわけではありません。